

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程

2農技協第7号
令和2年4月30日

第1 目的

農林水産物の輸出は販路拡大の重要な手段であり、高品質な日本産品を輸出することで農業者の所得の向上が期待される。我が国で育成された高品質な品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待される。これを継続的な輸出につなげるためには、そのような優良な品種が海外に流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠であり、海外での育成者権等の知的財産権保護の取組みを行うことが必要となっている。

このため、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成し、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6061号農林水産省食料産業局長通知（以下「実施要領」という。）並びに農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、国の助成を受け、植物品種の海外品種登録等を支援する事業を実施するものとする。

本事業には、コンソーシアムが補助事業者（以下「事業実施主体」ともいう。）となって事業実施者に補助金を交付する間接補助事業も含まれていることから、当該手続きについて所要の規程を定め、円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第2 対象事業

この実施規程が対象とする事業（以下「本事業」という）は、実施要領第3の1「海外出願促進対策」、同2の「海外育成者権侵害対策」、及び同3「種苗資源の保護」とする。コンソーシアムは、これら事業の公募、選定委員会又は審査委員会の運営並びにこれらに関する事務等を執り行うこととする。

第3 交付対象要件の定義及び補助金の額

1 交付対象要件及び補助対象経費については以下の通りとする。

(1) 海外出願促進対策

(交付対象要件)

公募により育成者権者から海外出願支援申請のあったものについて、コンソーシアムが有識者で構成する選定委員会を開催し、農林水産物の輸出力強化戦略（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）の品種を原則としつつ、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘

案した上で、選定委員会が以下の要件を満たすものとして認めたもの。なお、「GFP グローバル産地計画の承認規程(平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)」に基づき食料産業局長から承認を受けた GFP グローバル産地計画に記載のある品種又は農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第34条に基づき農林水産大臣による認定を受けた計画に記載のある品種については、予算の範囲内で優先的に採択するものとする。

- ① 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること。
- ② 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性の要件を満たしていること。
- ③ 海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

(補助率等)

海外への品種登録や通関手続きに精通した専門知識を有する者等と契約(支援対象となる品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。)し、その契約者又は育成者権者が海外への品種登録に関する手続き等を行う際に必要となる経費を支援し、その補助率は、我が国農産物の輸出強化のため重要な品種の場合は定額、それ以外は1/2以内を支援する。

(補助対象経費)

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

(2) 海外育成者権侵害対策

(交付対象要件)

育成者権の侵害及び疑義又は侵害警告等について、公募により育成者権者等侵害案件当事者から侵害対策の支援申請があったものについて、コンソーシアムが有識者で構成する選定委員会を開催し、選定委員会が我が国農産物の輸出強化に資する優先度が高いと判断したもの

(補助率等)

海外において侵害案件当事者が行う権利侵害の事実を証明するために必要な調査や栽培差止め、警告等の権利行使等に要した費用、海外において侵害警告を受けた者が行う権利侵害に関する調査、差止請求等に要した経費の2/3以内を支援する。

(補助対象経費)

人件費、謝金、旅費、事務費(消耗品費、印刷費、翻訳費、通訳費、資料作成費等)、係争支援費、鑑定等の調査費、弁護士等費用(弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費)、委託費(事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)

(3) 種苗資源の保護

(交付対象要件)

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、国際競争力を持つ優良な品種であって国内で

は種苗生産体制の維持が困難となっている親品種等の種苗資源であって、公募により事業実施者から種苗資源の保護を行う事業として支援申請のあったものについて、コンソーシアムが有識者で構成する選定委員会を開催し、選定委員会が以下の要件を満たすものとして認めたもの

- ① 伝統野菜等多様な品種の開発に必要な種苗資源の生産体制を確立し、地域において将来に渡って確実に保存する取組
- ② 伝統野菜等について市場のニーズに応じて種苗資源を地域において安定的に供給する産地の体制を構築する取組
- ③ 生産の維持が困難となっている優良な品種の親品種等について、海外に流出させないよう国内で保護管理する取組

(補助率等)

支援対象の取組に係る経費の1/2以内を支援する。

(補助対象経費)

人件費、謝金、旅費、会場費、事務費(消耗品費、光熱水料、印刷費、資料作成費、通信運搬費等)、資材費、借料、委託費(事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)

2 コンソーシアムは、この実施規程に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において、必要な経費を間接補助事業支援決定者に対して補助する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

3 選定委員会

選定委員は、農林水産省の担当者と調整の上、選任する。なお、個々の品種ごとの審査や、各案件の審査については、担当作物分野の専門家に随時依頼して行い、委員会においては、選定に当たっての基本的考え方等について確認するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和3年3月31日までとする。

第5 事業実施計画の(変更)承認等の手続き

1 事業実施計画の承認

公募により選定された事業実施者は、別記様式1により事業実施計画を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。海外への品種登録出願の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域、国内代理人(定まっている場合)を明記することとする。コンソーシアムは、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で事業実施者への採択等の通知を行うこととする。ただし、これに先立って採択計画等を農林水産省の担当者へ報告し了解を得た上で実施する。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行う。

2 補助金交付の申請

事業実施計画承認の通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付

申請書を別記様式2により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、種苗資源の保護の事業実施者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

3 交付決定

コンソーシアムは、2の交付申請書の提出があった時には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

4 申請の取り下げの手続き

事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受ける前又は交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

第6 実績報告

1 事業実施者は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和3年3月25日のいずれか早い日までに、別記様式3により実績報告書を作成し、コンソーシアムに到達するよう提出するものとする。

2 「海外出願促進対策」については、出願先国当局から出願拒絶される等のやむをえない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことが出来た内容をもって本事業の完了とする。

3 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる仕入れの消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を別記様式4の消費税相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年度の5月31日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

第7 補助金の支払の手続き

1 コンソーシアムは、実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。

2 コンソーシアムは、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払

うものとし、第6の実績報告書の提出が3月25日となった場合であっても、前項に規定する通知及び支払を令和3年3月31日までに完了する。

- 3 「海外出願促進対策」事業に係る代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人という」）に限る。）については、コンソーシアムが契約に基づき経費の定額又は1/2以内を直接指定代理人に支払うことが出来るものとする。ただし、この場合においても、事業実施者は、本規程に基づく事業の実施者として、必要な情報を集め、所要の手続きを主体的に行うものとする。

第8 交付決定の取り消し等の手続き

- 1 コンソーシアムは、第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の3の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、実施要綱、交付要項若しくは実施要領、本規程に基づく交付決定者の処分又は指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 コンソーシアムは、前項による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 コンソーシアムは、第1項の(1)から(3)までによる取り消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

第9 事業実施主体による調査

- 1 事業実施状況の報告

コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 指導

第5の1の規定により事業を承認した者は、前項に定める事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が著しく遅延していると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10 個人情報保護等にかかる対応

コンソーシアムが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 その他

1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附則

この実施規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（令和2年4月30日）から施行する。